令和6年度から令和8年度の

介護保険料が改正されます

介護保険料の改正について

介護保険料は3年ごとに見直しが行われており、今回の見直しで国の方針により保険料段階が9段階から13段階に変更されています。

改正について

- ① 保険料額月額5.600円の据置
- ② 低所得者層の保険料額の軽減
- ③ 高所得者層の保険料額の増加 (10~13段階が追加されています。)

〇保険料段階表

段階		対 象 者	保険料	前年比
1	世帯全員が 町民税非課税	・老齢福祉年金または生活保護を受けている人・前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下	19,160円	△1,000円
2		· 前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超え、120万円以下	32,600円	△1,000円
3		・前年の本人合計所得+課税年金収入が120万円を超 える	46,040円	△1,000円
4	世帯の誰かが 町 民 税 課 税	· 本人が非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	60,480円	_
5		· 本人が非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入 が80万円を越える人	67,200円	_
6	本人が町民税課税	・前年の本人所得が120万円未満の人	80,640円	_
7		・前年の本人所得が120万円以上210万円未満の人	87,360円	_
8		・前年の本人所得が210万円以上320万円未満の人	100,800円	_
9		・前年の本人所得が320万円以上420万円未満の人	114,240円	_
10		・前年の本人所得が420万円以上520万円未満の人	127,680円	13,440円
11		・前年の本人所得が520万円以上620万円未満の人	141,120円	26,880円
12		・前年の本人所得が620万円以上720万円未満の人	154,560円	40,320円
13		・前年の本人所得が720万円以上の人	161,280円	47,040円

- ※色がついている部分が改正箇所になります。
- ※10段階以降は9段階の金額と比較しています。